

# 税財政制度改革に関する論点整理に向けた要請

地方分権改革推進委員会におかれては、自治行政権、自治立法権、自治財政権を備えた「地方政府」の確立に向けて、これまで87回の委員会を開催し、2次にわたる勧告を取りまとめるなど、精力的に活動されていることについて敬意を表する。

さらに、第3次勧告に向け、地方分権改革の最も重要な要素の一つである税財政制度改革について充実した議論が行われ、抜本的な改革に結びつく勧告が取りまとめられることを大いに期待するものである。

指定都市市長会はこれまで、税財政制度改革を含む地方分権改革の推進について、毎年の国の予算編成に向けた提案はもとより、4次にわたる提言を行うなど、あらゆる場面で繰り返し要請し、その必要性を主張してきたところであるが、特に大都市にふさわしい税財政制度の確立については指定都市として早急な実現を望むものである。

今後、第3次勧告に向け、税財政制度改革に関する論点整理が行われるとのことから、以下の点について議論され勧告に盛り込まれるよう改めて要請するものである。

## 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国と地方の「税の配分」を、当面5：5とすることを目指し、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の一体的な改革を実施すること

## 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること

## 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

指定都市が道府県に代わって行う役割を自主的・自立的に果たしていくために、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による大都市特例税制を創設すること

平成21年6月29日  
指定都市市長会

# 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国と地方の「税の配分」を、当面5：5とすることを旨とし、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の一体的な改革を実施すること

地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、新たな役割分担に応じた税財政制度の確立が必要である。そのためには、国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進め、地方税中心の歳入体系を構築すべきである。

## 【国・地方間の税源配分の是正についての指定都市の考え方】

国から地方への 税源移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方の「税の配分」について、国税から地方税への税源移譲を進め、当面5：5とすることを確実に実現</li> <li>・消費税、所得税、法人税など複数の基幹税から行う</li> </ul>
国庫補助負担金の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進める</li> </ul>
地方交付税の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方交付税の持つ財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を堅持</li> <li>・国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる「地方財源不足額の解消」や「税源移譲に伴う地方交付税原資の減少」については、地方交付税の法定率引上げによって対応</li> </ul>

## 【一体的な改革の一例】

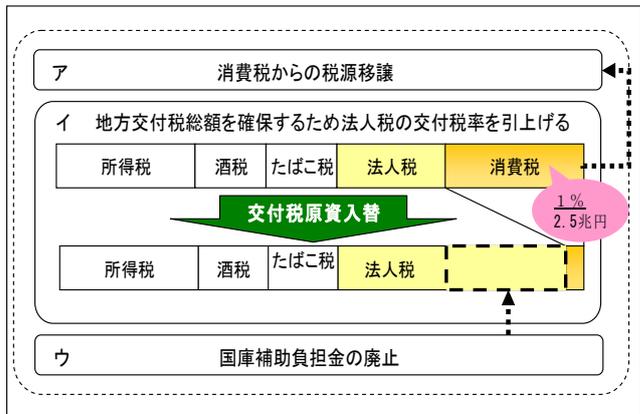
地方交付税原資に算入されている消費税からの税源移譲（1%分、2.5兆円）を実施

国と地方の税の配分を5：5とするための、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の改革を一体的に実施する具体例。

ア 地方交付税原資である消費税（例えば1%、2.5兆円）の税源移譲

イ 消費税を税源移譲した後の地方交付税原資について、法人税の交付税率を引上げることにより地方交付税総額を確保

ウ 税源移譲と同額（この例では2.5兆円）の国庫補助負担金を廃止



※平成21年度予算

国と地方の税の配分を5：5とするため、上記の他に消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲（3.5兆円程度）を実施

なお、税源移譲により地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税の法定率引上による対応が必要

## 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること

指定都市は、基礎自治体としての役割に加え、圏域における中枢都市としての役割も担っている。安定的な地方税体系の構築にあたっては、これらの役割に伴う財政需要や人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充強化する必要がある。

### 【大都市特有の財政需要】

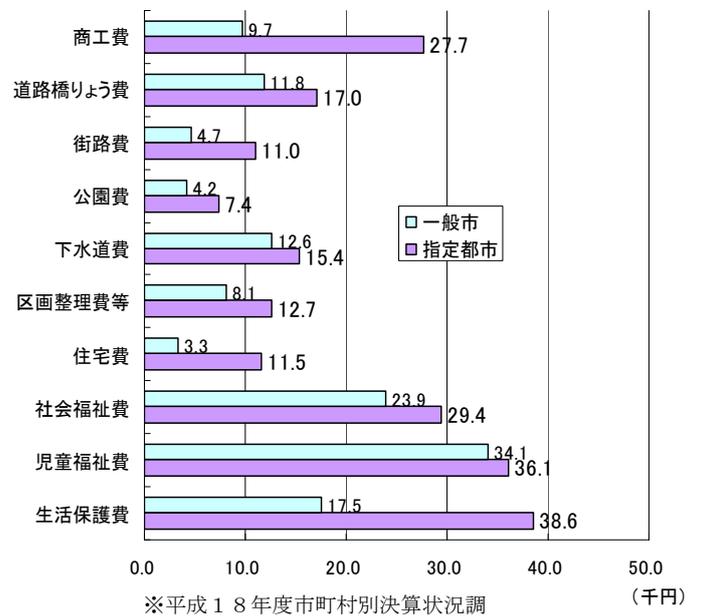
#### 圏域における中枢都市としての財政需要

- ・人口や産業の集積に伴い必要とされる都市的インフラの整備等にかかる財政需要
- ・経済活動をけん引するため生じる財政需要
- ・高度医療や教育・文化の中心都市としての財政需要

#### 人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要

- ・生活インフラの問題に対する財政需要
- ・セーフティネットにかかる問題に対する財政需要
- ・安全・安心にかかる問題に対する財政需要

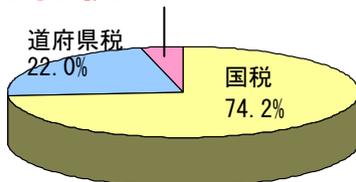
市民一人当たり歳出額



### 消費・流通課税

(平成21年度予算)

市町村税3.8%



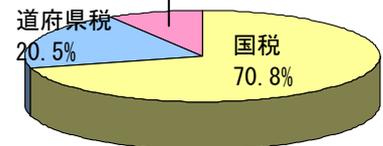
※国税：平成21年度予算  
道府県税、市町村税：平成21年度地方財政計画

大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず

### 法人所得課税

(実効税率)

市町村税8.7%



注1 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。  
注2 地方法人特別税は国税だが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入している。

都市的税目の配分割合が極めて低い！

### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

指定都市が道府県に代わって行う役割を自主的・自立的に果たしていくために、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による大都市特例税制を創設すること

指定都市には事務配分の特例により道府県の事務権限が移譲されているが、移譲された事務事業に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることに加え、今次の分権改革において、新たに指定都市の役割分担となる事務事業の財源についても税制上の措置が必要である。

#### 【大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額】

(平成 20 年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費  
(特例経費一般財源等所要額)

3,724億円

地方自治法に基づくもの  
土木出張所  
衛生研究所  
定時制高校人件費  
国・道府県道の管理  
等

同左税制上の措置

2,342億円

税制上の措置不足額

1,382億円  
(税制上の措置済額)

#### 道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に応じた所要額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

- ・道府県費負担教職員給与費負担（7,931億円）
- ・市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理（190億円）など（平成18年度決算をもとに推計）